

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2025（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を一部改正する必要による。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和63年藤沢市教育委員会  
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員に属する者の項職種名の欄中「、司書、学芸員」を削る。

第5条第1項中「及び藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規  
程（昭和42年教育委員会訓令甲第1号）第8条」及び「（藤澤浮世絵館、市民ギ  
ャラリー及びアートスペース並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市  
民図書館を除く。）」を削り、同条第2項中「、館長補佐」を削る。

別表第2部長又は参事の項職の欄中「公民館長」及び「図書館長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教委規則第7号)新旧対照表

改正後 (案)	現行								
<p>(職種名)</p> <p>第3条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" data-bbox="226 533 1104 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 533 573 611">区分</th> <th data-bbox="573 533 1104 611">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 611 573 687">事務職員に属する者</td> <td data-bbox="573 611 1104 687">事務員、社会教育主事_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	職種名	事務職員に属する者	事務員、社会教育主事_____	<p>(職種名)</p> <p>第3条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1135 533 2016 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 533 1482 611">区分</th> <th data-bbox="1482 533 2016 611">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 611 1482 687">事務職員に属する者</td> <td data-bbox="1482 611 2016 687">事務員、社会教育主事、<u>司書、学芸員</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	職種名	事務職員に属する者	事務員、社会教育主事、 <u>司書、学芸員</u>
区分	職種名								
事務職員に属する者	事務員、社会教育主事_____								
区分	職種名								
事務職員に属する者	事務員、社会教育主事、 <u>司書、学芸員</u>								
<p>(教育機関における職)</p> <p>第5条 教育機関（藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条_____に規定する機関をいう。）にその名称_____を冠した長を置く。</p> <p>2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐_____、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(教育機関における職)</p> <p>第5条 教育機関（<u>藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年教育委員会訓令甲第1号）第8条に規定する機関をいう。</u>）にその名称（<u>藤澤浮世絵館、市民ギャラリー及びアートスペース並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。</u>）を冠した長を置く。</p> <p>2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、<u>館長補佐</u>、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 (略)</p>								

別表第2（第5条関係）

指揮監督者の職	職	職の総称
部長又は参事	教育文化センター長 学校教育相談センター長 _____ _____	課長等
所長等	主幹	
(略)		

別表第2（第5条関係）

指揮監督者の職	職	職の総称
部長又は参事	教育文化センター長 学校教育相談センター長 <u>公民館長</u> <u>図書館長</u>	課長等
所長等	主幹	
(略)		